

平成26年度「埼玉県公立学校における児童生徒の問題行動等 生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」に関する 調査の結果について

1 調査対象

県内公立小・中・高等学校及び特別支援学校(さいたま市を含む)

2 調査対象期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間

3 調査結果の概要

いじめの認知件数は全体で3,007件であり、前年度に比べ173件増加した。校種別では、小学校が1,389件で、315件の増加、中学校が1,438件で、184件の減少、高等学校が155件で、24件の増加、特別支援学校が25件で、18件の増加となっている。

なお、1,000人当たりの認知件数は、全体で4.3件であり、小学校が3.7件、中学校が7.7件、高等学校が1.2件、特別支援学校が3.6件となっている。

平成26年度中に認知したいじめに係る平成27年3月末での解消率は、小学校が93.1%(平成25年度・93.9%)、中学校が92.6%(93.5%)、高等学校が96.8%(81.7%)、特別支援学校が100%(42.9%)であり、全体のいじめの解消率は、93.1%(93.0%)であった。

いじめの重大事態の発生件数は、小学校0件(平成25年度・0件)、中学校3件(1件)、高等学校2件(0件)、特別支援学校0件(0件)である。

〈いじめの定義〉※

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

〈いじめの重大事態の定義〉※

いじめの重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。又は、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」である。

※いじめの定義、いじめの重大事態の定義は、平成26年度文部科学省児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の手引による。

※県教育局生徒指導課ホームページでもデータを見ることができます。

URL :

<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/toukei/jidouseito-mondai-kekka22.html>

いじめの状況

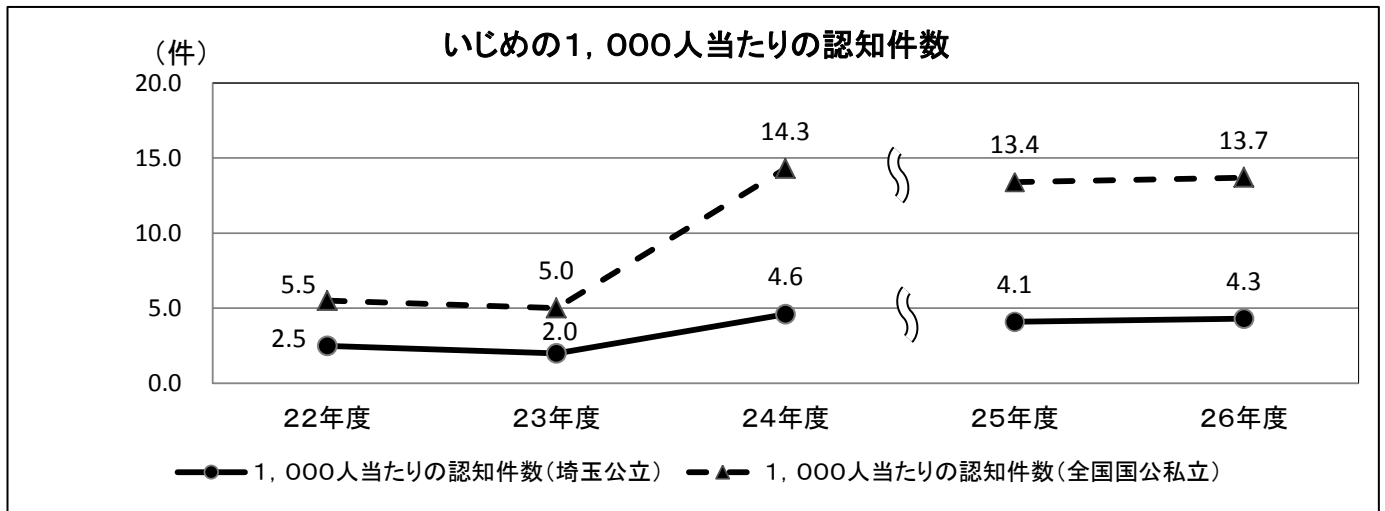
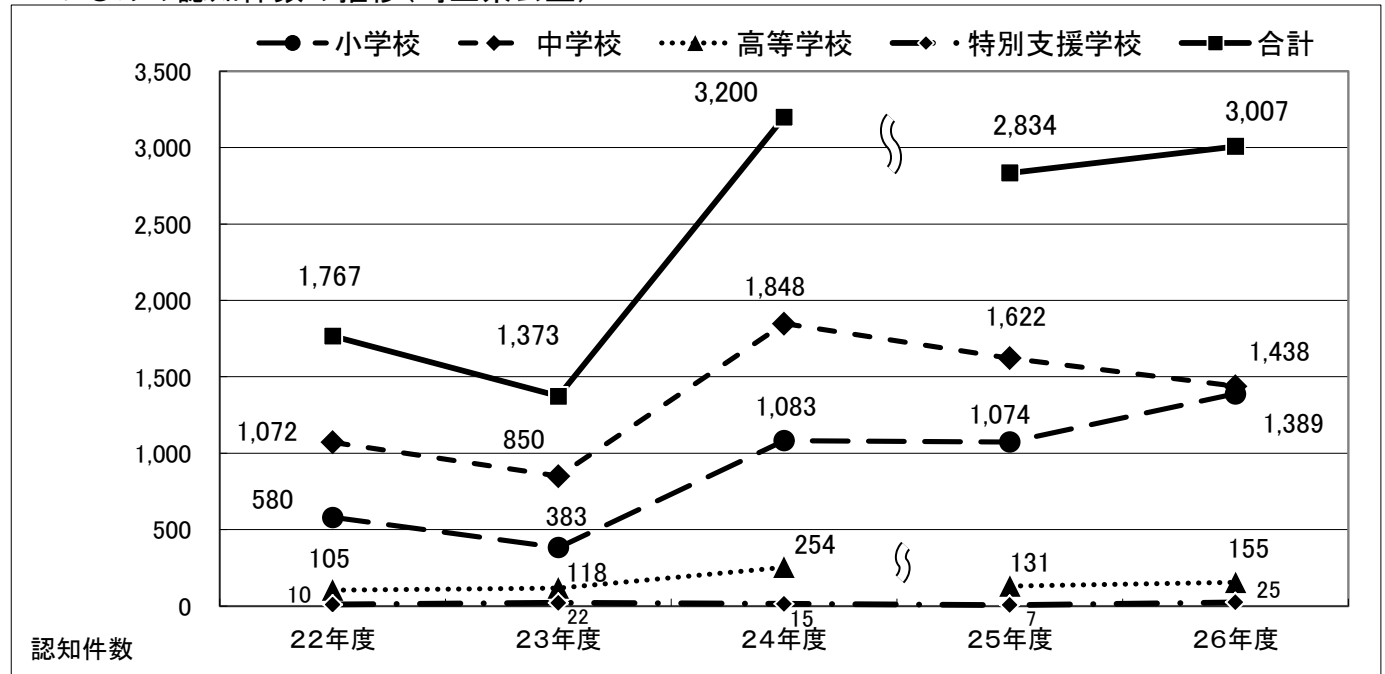
1 いじめの認知件数の推移

年度	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		合計	
	認知件数	1,000人当たりの認知件数	認知件数	1,000人当たりの認知件数	認知件数	1,000人当たりの認知件数	認知件数	1,000人当たりの認知件数	認知件数	1,000人当たりの認知件数
22年度	580	1.5	1,072	5.7	105	0.9	10	1.8	1,767	2.5
23年度	383	1.0	850	4.5	118	1.0	22	3.7	1,373	2.0
24年度	1,083	2.8	1,848	9.9	254	2.1	15	2.4	3,200	4.6
25年度	1,074	2.8	1,622	8.7	131	1.0	7	1.1	2,834	4.1
26年度	1,389	3.7	1,438	7.7	155	1.2	25	3.6	3,007	4.3

* 高等学校は、25年度から通信制を含んだ数値です。

* いじめの認知件数は、いじめの被害児童生徒の実人数です。

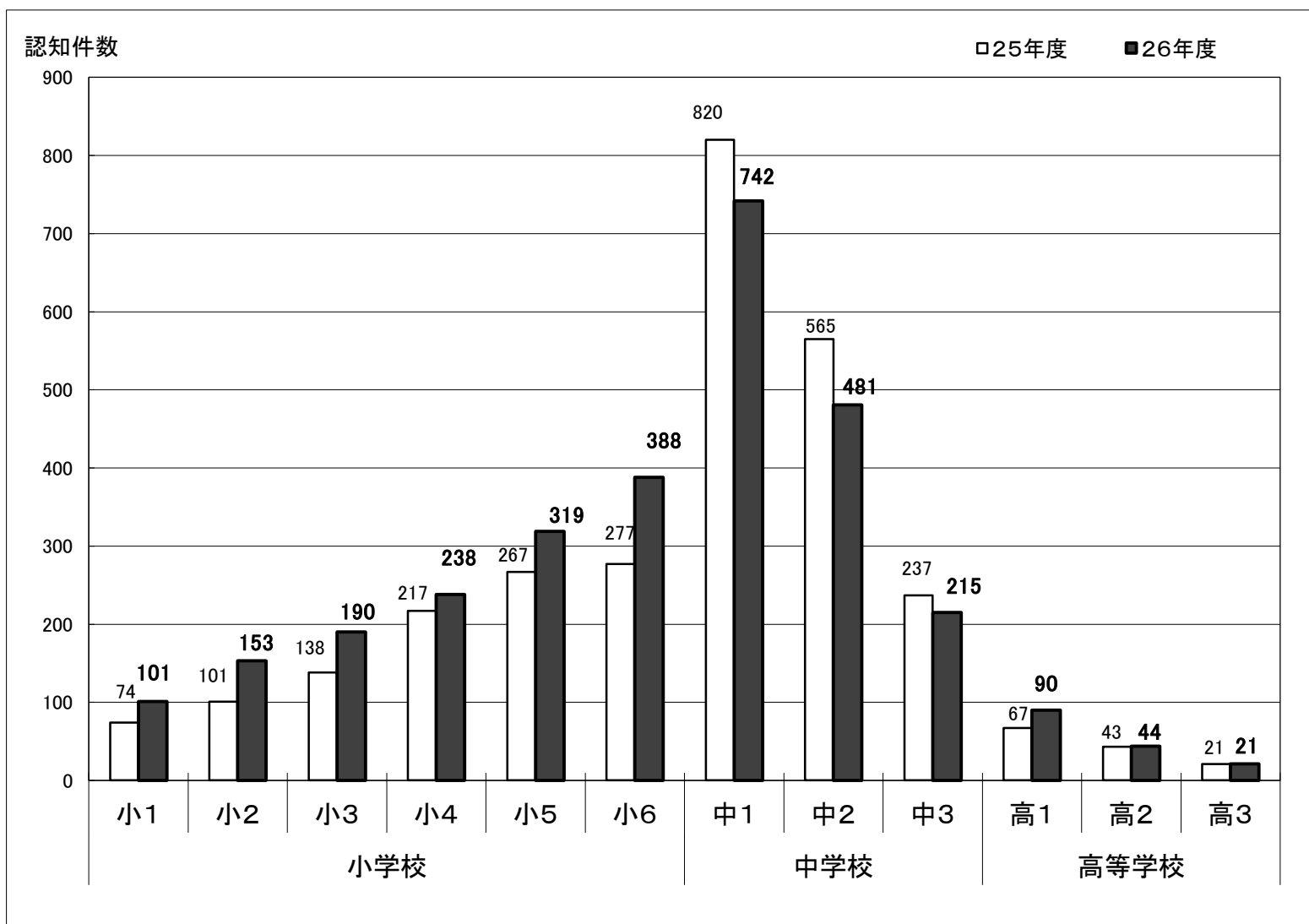
いじめの認知件数の推移(埼玉県公立)



2 いじめの現在の状況(平成27年3月31日現在の状況)

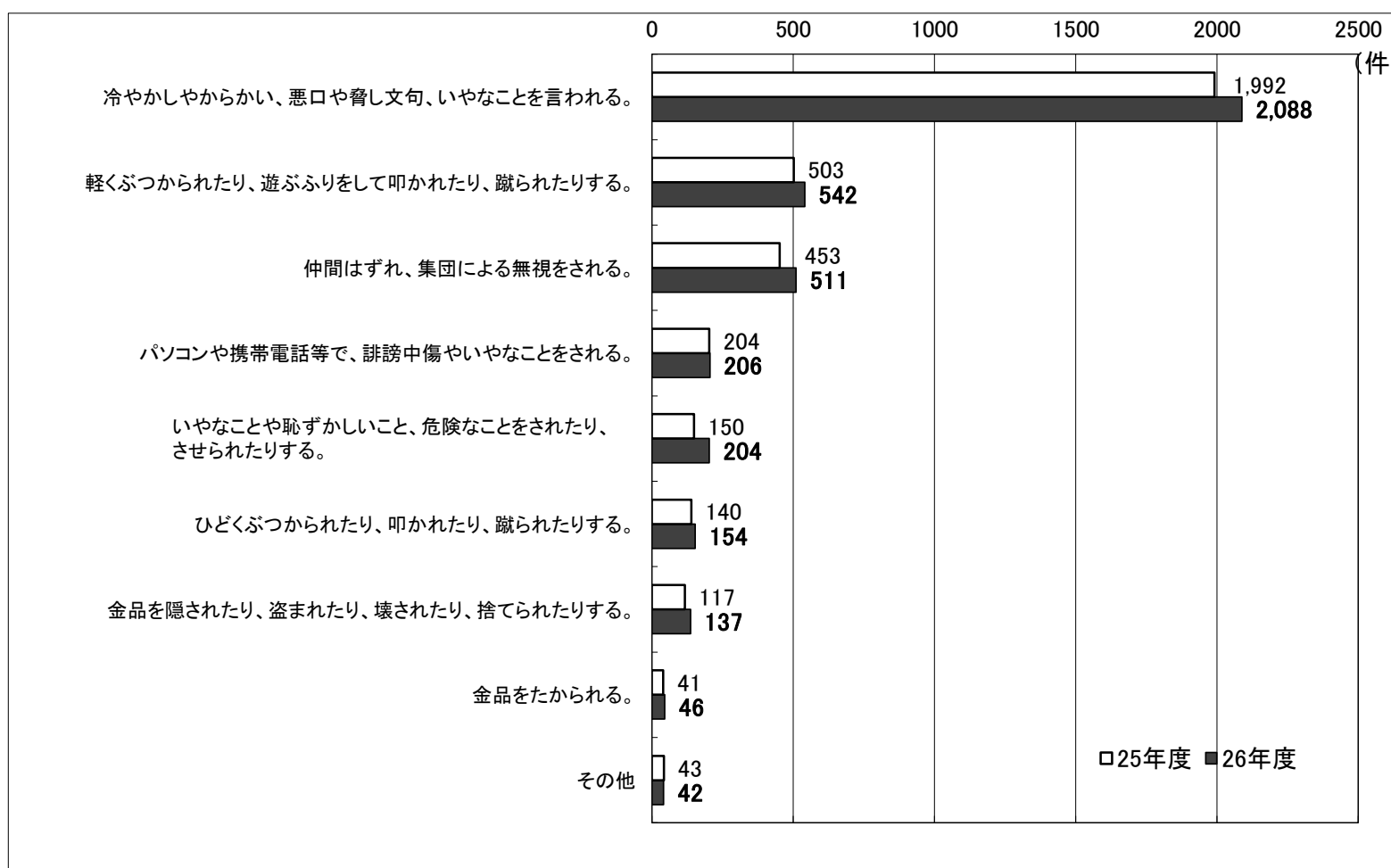
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計件数
解消しているもの	1,293	1,331	150	25	2,799
一定の解消が図られたが、継続支援中	81	68	4	0	153
解消に向けて取組中	15	38	0	0	53
他校への転学、退学等	0	1	1	0	2
合計	1,389	1,438	155	25	3,007
(解消率)	(93.1%)	(92.6%)	(96.8%)	(100%)	(93.1%)

3 平成25・26年度学年別のいじめ認知件数

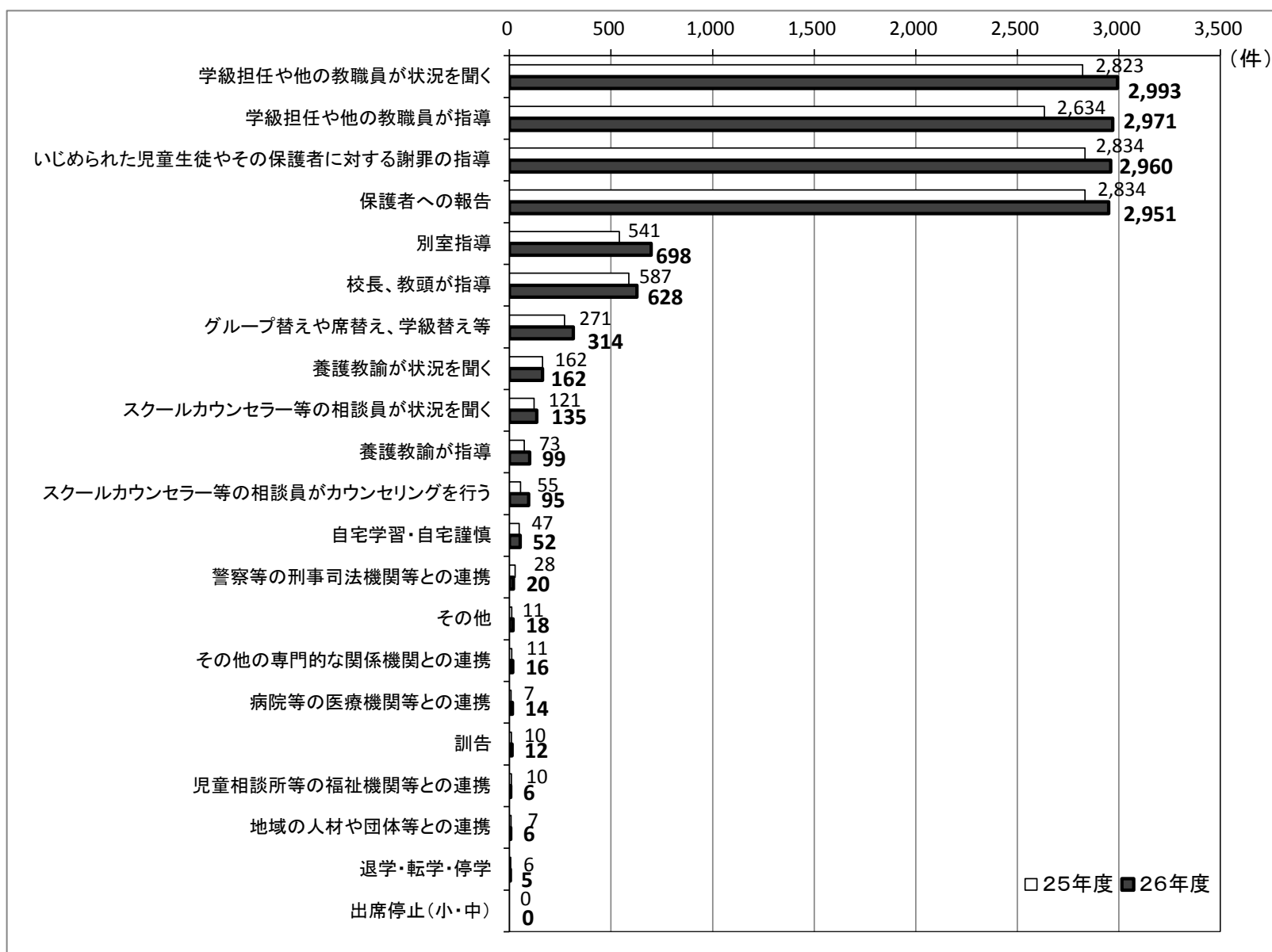


* 単位制の4年次以上、定時制の4年生以上は高3に含めています。

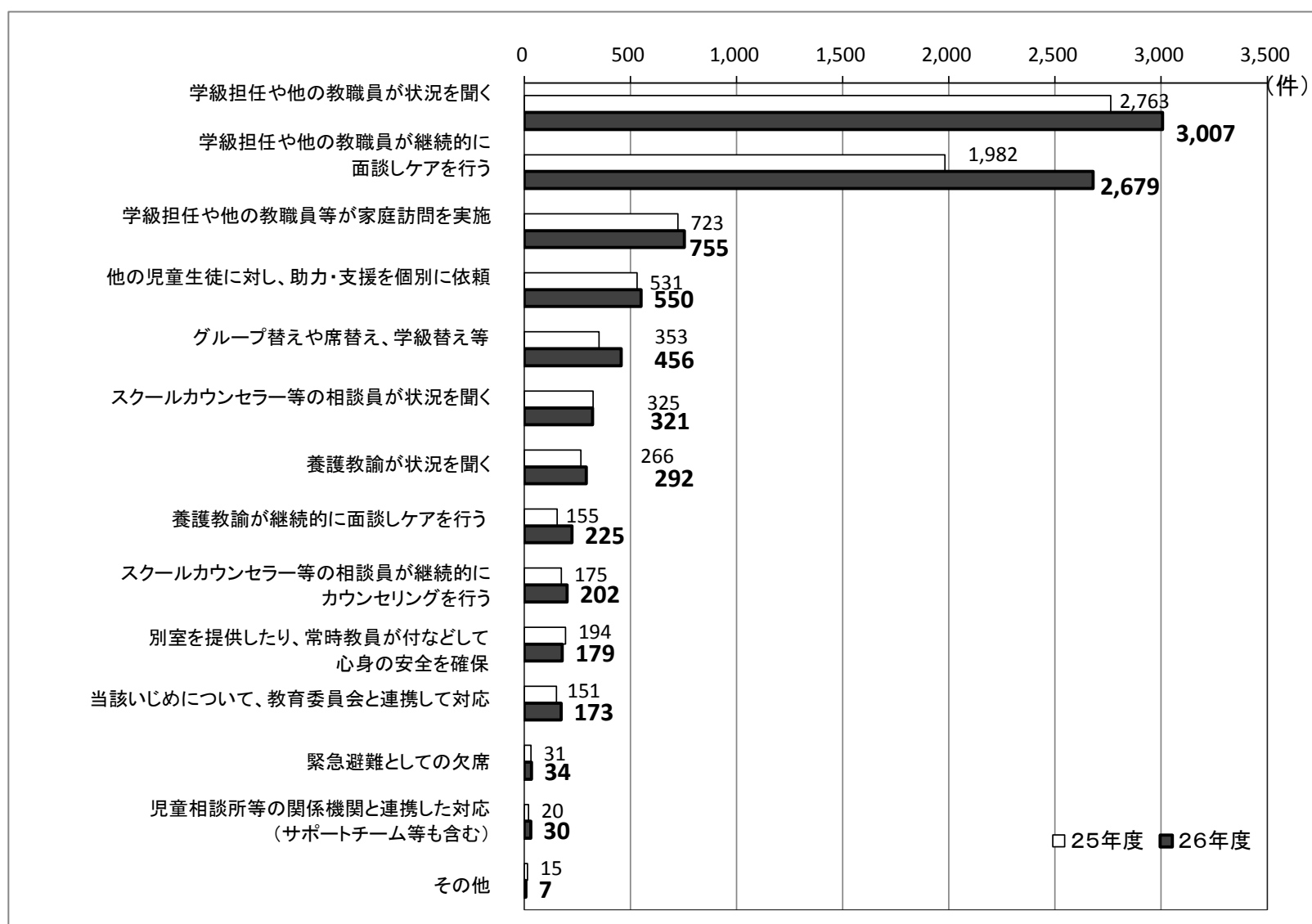
4 いじめの態様(小・中・高・特別支援学校の合計) *複数回答可



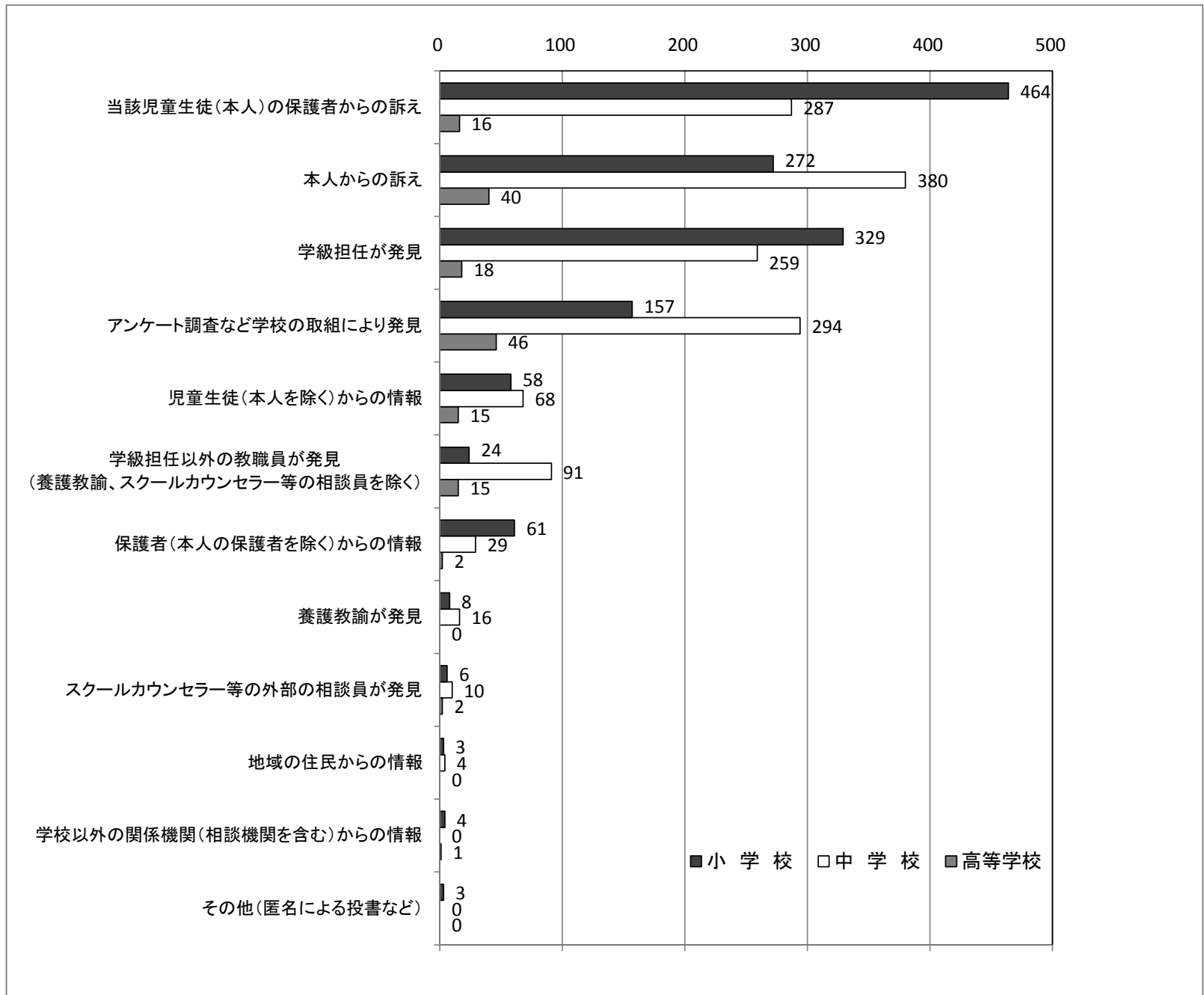
5 いじめる児童生徒への対応(小・中・高・特別支援学校の合計) * 複数回答可



6 いじめられた児童生徒への対応(小・中・高・特別支援学校の合計) * 複数回答可



7 いじめの発見のきっかけ(小・中・高等学校)



8 いじめの重大事態の発生件数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数(校)	0	3	2	0	5
重大事態発生件数(件)	0	3	2	0	5
うち、第1号	0	3	2	0	5
うち、第2号	0	0	0	0	0

第1号…いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 第2号…いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

9 法を踏まえた自治体の取組(平成27年3月31日現在)

(1) 「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数

区 分	埼玉県			全国			
	県	市町村	割合	都道府県	割合	市町村	割合
策定済	1	46	73%	46	98%	1,099	63%
策定に向けて検討中	0	17	27%	1	2%	488	28%
策定するかどうかを検討中	0	0	0%	0	0%	158	9%
策定しない	0	0	0%	0	0%	0	0%
計	1	63	100%	47	100%	1,745	100%

(2) 「いじめ問題対策連絡協議会」を設置した自治体数

区 分	埼玉県			全国			
	県	市町村	割合	都道府県	割合	市町村	割合
条例による設置	0	30	48%	22	47%	408	23%
条例による設置ではないが、法の趣旨を踏まえた会議体を設置	1	13	21%	24	51%	483	28%
設置に向けて検討中	0	20	32%	1	2%	525	30%
設置するかどうかを検討中	0	0	0%	0	0%	247	14%
設置しない	0	0	0%	0	0%	82	5%
計	1	63	100%	47	100%	1,745	100%

※ 割合の合計欄は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(3) 「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体数

区 分	埼玉県					
	県		市町村			
	教育委員会の附属機関	地方公共団体の長の附属機関	教育委員会の附属機関	割合	地方公共団体の長の附属機関	割合
設置済	1	1	34	54%	28	44%
設置に向けて検討中	0	0	24	38%	30	48%
設置するかどうかを検討中	0	0	4	6%	4	6%
設置しない	0	0	1	2%	1	2%
計	1	1	63	100%	63	100%

区 分	全国					
	都道府県		市町村			
	教育委員会の附属機関	地方公共団体の長の附属機関	教育委員会の附属機関	割合	地方公共団体の長の附属機関	割合
設置済	33	38	599	34%	447	26%
設置に向けて検討中	3	4	593	34%	568	33%
設置するかどうかを検討中	1	1	391	22%	518	30%
設置しない	10	4	164	9%	212	12%
計	47	47	1,747	100%	1,745	100%

※ 割合の合計欄は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(参考)

法を踏まえた自治体の取組(平成27年10月1日現在)

1 「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数

区 分	埼玉県			全国			
	県	市町村	割合	都道府県	割合	市町村	割合
策定済	1	51	81%	46	98%	1,218	70%
策定に向けて検討中	0	12	19%	1	2%	412	24%
策定するかどうかを検討中	0	0	0%	0	0%	115	7%
策定しない	0	0	0%	0	0%	0	0%
計	1	63	100%	47	100%	1,745	100%

※ 割合の合計欄は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

2 「いじめ問題対策連絡協議会」を設置した自治体数

区 分	埼玉県			全国			
	県	市町村	割合	都道府県	割合	市町村	割合
条例による設置	0	33	52%	21	45%	460	26%
条例による設置ではないが、法の趣旨を踏まえた会議体を設置	1	13	21%	25	53%	544	31%
設置に向けて検討中	0	17	27%	1	2%	479	27%
設置するかどうかを検討中	0	0	0%	0	0%	199	11%
設置しない	0	0	0%	0	0%	63	4%
計	1	63	100%	47	100%	1,745	100%

3 「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体数

区 分	埼玉県					
	県		市町村			
	教育委員会の附属機関	地方公共団体の長の附属機関	教育委員会の附属機関	割合	地方公共団体の長の附属機関	割合
設置済	1	1	40	63%	37	59%
設置に向けて検討中	0	0	18	29%	22	35%
設置するかどうかを検討中	0	0	4	6%	4	6%
設置しない	0	0	1	2%	0	0%
計	1	1	63	100%	63	100%

区 分	全国					
	都道府県		市町村			
	教育委員会の附属機関	地方公共団体の長の附属機関	教育委員会の附属機関	割合	地方公共団体の長の附属機関	割合
設置済	34	40	704	40%	550	32%
設置に向けて検討中	3	2	553	32%	532	31%
設置するかどうかを検討中	1	2	368	21%	543	31%
設置しない	9	3	116	7%	113	6%
計	47	47	1,741	100%	1,738	100%

(参考)

いじめ防止対策推進法を踏まえた学校の取組状況に関して

「学校いじめ防止基本方針」及び「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」は、100%設置済みである。

○学校いじめ防止基本方針

	埼玉県		全国	
	策定済学校数	割合	策定済学校数	割合
小学校	811	100%	20,167	99.5%
中学校	420	100%	9,593	99.3%
高等学校	147	100%	3,657	99.8%
特別支援学校	42	100%	1,029	99.6%
合計	1,420	100%	34,446	99.5%

○学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

	埼玉県		全国	
	設置済学校数	割合	設置済学校数	割合
小学校	811	100%	20,201	99.7%
中学校	420	100%	9,607	99.5%
高等学校	147	100%	3,658	99.8%
特別支援学校	42	100%	1,029	99.6%
合計	1,420	100%	34,495	99.6%

※ 設置学校数には、休校中の学校は含まない。